

議員提出議案第二号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区議会議員

藤原 淳一
鈴木 信男
小倉 順子
原田 あきら

杉並区議会議長

青木

さちえ

様

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成十八年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区長は、第一項に規定する場合のほか、第一号被保険者が生活に困窮していることにより、保険料の納付が困難と認めるときは保険料を減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生活困窮者に対して、保険料を減免する必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(保険料の減免)

第二十一条 略

2 区長は、第一項に規定する場合のほか、

第一号被保険者が生活に困窮していることにより、保険料の納付が困難と認めるときは保険料を減免する。

3 第一項又は第二項の規定により保険料の

減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出

旧 条 例

(保険料の減免)

第二十一条 略

2 前項 の規定により保険料の

減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出

しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 減免を必要とする理由

4 第一項又は第二項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

なければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 減免を必要とする理由

3 第一項 の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。